

多度津町奨学金事業について

～ 奨学生の募集 ～



多度津町では、財団法人四水博済会の寄附金を原資として昭和62年4月より、高校生、高等専門学校生、専修学校生、大学生等を対象とする奨学金事業を実施しています。

経済的理由により高等学校及び大学等に進学又は在学することが困難な学生等に対し、多度津町奨学生として学資の貸与等を行うことにより就学の機会を与え、その志を遂げさせることで教育の機会均等を図ることを目的に、下記のとおり募集を行っています。

1 募集期間

毎年2月中

※ 毎年1月発行の広報に募集内容を掲載します。ホームページでもお知らせします。

※ 願書等は教育委員会で配布します。

多度津中学校在校生については、多度津中学校にて願書等を配布します。

2 奨学生の資格

多度津町が学資を貸与等する学生及び生徒は、町内に居住し、高等学校及び大学等に進学又は在学する方で、向学心旺盛であって、学資の支弁が困難と認められる方とします。

3 選考の基準

次の基準を参考に、総合的に選考します。

(1) 学業

向学心旺盛な者であること。

(2) 人物

将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(3) 健康

修学に耐え得るものと認められる者であること。

(4) 家計

真に学資金の支弁が困難と認められる者であること。

4 提出書類

下記の(1)～(5)を出願時に提出してください。

- (1)「奨学生願書」(様式第1号)
 - ・本人及び保護者が記入・押印して、関係書類を添えて提出すること。
- (2)「奨学生推薦書」(様式第2号)
 - ・在学(又は卒業)校にて、作成してもらうこと。
 - ・推薦者は、推薦基準1～3に基づく推薦理由を記入すること。
 - ・推薦者は、学校保健安全法第13条第1項による健康診断票(写)又は健康を証明する医師の証明書を添付すること。
 - ・推薦者は、複数の推薦者がいる場合は、推薦順位をつけること。
- (3)「家庭調書」(様式第3号)
 - ・保護者が記入・押印して、提出すること。
- (4)源泉徴収票(写)(最新のもの)
 - ・(3)の「家庭調書」(様式第3号)の裏面に添付すること。
 - ・同世帯内において、収入のある方すべてのものを添付すること。
 - ・同一人物に複数の収入源がある場合、そのすべてのものを添付すること。
- (5)多度津町奨学金申請にかかる承諾書(別紙)
 - ・本人及び保護者が記入・押印して、提出すること。

※(1)(2)(3)(5)については、1月初旬から教育委員会にて様式を配布しますので、必要な方は窓口までお越しください。また、1月初旬から多度津町のホームページで様式をダウンロードしていただくことも可能となります。

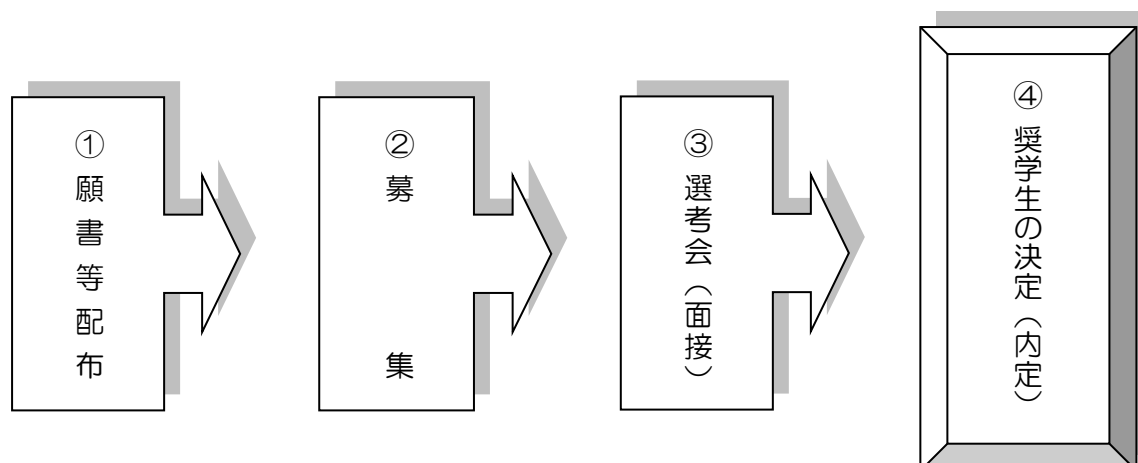
なお、多度津中学校在校生については、多度津中学校で様式を配布します。

5 出願期限

上記提出書類を令和5年2月24日(金)までに教育委員会へご提出ください。

なお、多度津中学校在校生については、学校が指定する日までに、多度津中学校へご提出ください。

6 奨学生の決定（内定）までの流れ



- ① 願書等は毎年1月初旬から教育委員会にて配布します。
 - ※ ホームページでのダウンロードも可能です。
 - ただし、様式をダウンロードして申請する場合、出願状況等把握の関係上、必ず教育委員会までご一報ください。
 - ※ 多度津中学校在校生については、多度津中学校で配布します。
- ② 毎年2月を募集期間としています。必要書類を教育委員会までご提出ください。
 - ※ 多度津中学校在校生については、学校が指定する日までに、多度津中学校へ提出してください。
- ③ 選考会（面接）を3月に実施します。
 - 日程などの詳細については、別途文書にて通知します。
- ④ 選考会（面接）の結果は、文書にて通知します。
 - 奨学生として決定（内定）した方には、通知文書、「奨学生決定通知書」（様式第4号）、「誓約書」（様式第5号）を送付します。

7 決定（内定）後の手続き

「奨学生決定通知書」を受け取った方は、指定された日までに「誓約書」を教育委員会へ提出していただきます。

この「誓約書」の提出をもって奨学生として正式に決定したことになりますが、高等学校及び大学等に進学する奨学生の方は、学校及び大学等に入学したことを証する書類（在学証明書など）を入学後に教育委員会へ提出していただく必要があります。

8 募集する奨学金の種類等

種類	第1種奨学金	第2種奨学金
返還の有無	給付（原則、返還不要）	無利息で貸与し、貸与終了後返還しなければならない。
対象者	高等学校・高等専門学校（第1学年～第3学年）に・・・ （1）進学する者 （2）在学する者（特別な事情がある場合）	大学・短期大学・専修学校（専門課程）に・・・ （1）進学する者 （2）在学する者（特別な事情がある場合）
奨学金の額	月額 9,900円	大学等 月額 36,000円 高専 月額 12,000円
募集人数	5人以内	4人以内
申込先	多度津町教育委員会事務局 教育課 ※多度津中学校在校生については、多度津中学校へ提出してください。	多度津町教育委員会事務局 教育課
備考	他の制度による奨学金を受給される場合、当奨学金は受給できません。	

9 奨学金の振込み予定日について

奨学金の振込み予定日については、原則として毎月10日（※ただし、4月については30日）となります。振込み予定日が土曜日・日曜日・祝日等に当たるときは、金融機関の休日の前営業日となります。

10 報告義務

奨学金の給付及び貸与中、以下の書類を教育委員会まで提出していただきます。

- (1) 学業成績表・・・毎学年末
- (2) 「異動報告書」(様式第6号)・・・下記のア～ウの異動が起こったとき

- ア 本人(奨学生であった者を含む。)が死亡したとき
- イ 休学、復学、転学又は退学したとき
- ウ 本人又は保護者の身上、住所、経済事情等重要事項の異動があったとき

11 奨学金の返還

第2種奨学金の貸与を受けた方、第2種奨学金の貸与が停止となった方、第1種奨学金を受給している方のうち多度津町奨学金条例第11条(※)に該当する方は、別途送付する「奨学金返還誓約書」(様式第7号)を教育委員会に提出していただきます。なお、返還誓約書には、奨学生本人及び連帯保証人2名(1名は保護者、もう1名は町内で独立の生計を営む成人)の連署が必要となります。

その後、それぞれ(1)～(3)の要領で奨学金を返還していただくようになります。

※ 条例第11条で規定される第1種奨学金の<返還の特例>について

- ・学業成績又は操行が不良となったとき
- ・奨学生が退学したとき
- ・その他奨学生として適当でないとき

以上に該当する場合は、第1種奨学金の給付が停止され、奨学金の返還が必要となります。

- (1) 第2種奨学金の貸与を受けた方が、在学期を卒業した場合

卒業の年の1年後から、10年以内での返還義務が発生します。返還方法は月賦、半年賦又は年賦払いにて、納付書による返還となります。

- (2) 第2種奨学金の貸与を受けている方が、貸与停止となった場合

奨学金が停止された月の6ヵ月後から、10年以内での返還義務が発生します。返還方法は上記(1)と同じです。

- (3) 第1種奨学金の給付を受けている方が、給付停止となった場合

上記(2)と同じです。

12 お問い合わせ先

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

多度津町教育委員会事務局 教育課 奨学金担当

TEL : 0877-33-0700 FAX : 0877-33-2550